【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月25日
【発行者名】	ピクテ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　萩野　琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
【事務連絡者氏名】	佐藤　直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株
(愛称として「ピクテＩＦブラジル株」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

１兆円※を上限とします。
※受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額※とします。
※「販売基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の発行済受益権総口数で除して得た基準価額に、追加設定時信託財産留保額(当該基準価額に設定に伴う株式の買付手数料等の費用およびブラジル株式への投資に伴う為替取引に課される金融取引税等を考慮して委託会社が定める率(2023年10月25日現在：0.6%)を乗じて得た額をいいます(以下同じ)。なお、料率は今後変更となる場合がありますが、金融取引税率の変更時と同時期に変更となるものではありません。)を加算した価額をいいます(以下同じ)。ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示しています。販売基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。
(注)「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性を確保するため、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の販売基準価額とします。
販売基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額につきましては、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ＩＦブラジル」)。

(5)【申込手数料】

取得申込時の手数料は、ありません。
ただし、申込価額には、追加設定時信託財産留保額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に設定に伴う株式の買付手数料等の費用およびブラジル株式への投資に伴う為替取引に課される金融取引税等を考慮して委託会社が定める率※を乗じて得た額をいいます。)が含まれます。
※2023年10月25日現在の料率は0.6%とします。料率は今後変更される場合があります。
(注)「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性を確保するため、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(７)【申込期間】

2023年10月26日から2023年11月16日までとします。

(８)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイト https://www.pictet.co.jp)までお問い合わせください。

(９)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込代金(発行価格×申込口数)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(８)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、ＭＳＣＩブラジル株価指数(税引後配当込み、円換算)に連動する投資成果を目指すことを目的に運用を行います。
信託金の限度額は１兆円です。

② ファンドの商品分類※は、追加型投信／海外／株式／インデックス型です。
※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	**株式**	**インデックス型**
追加型	**海外**	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産	
		資産複合	

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
株式	年１回	グローバル	**ファミリーファンド**	あり	日経２２５
一般	**年２回**	日本			
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ
中小型株	年６回(隔月)	欧州			
債券	年12回(毎月)	アジア			
一般	日々	オセアニア			
公債	その他	**中南米**	ファンド・オブ・ファンズ		**その他(ＭＳＣＩブラジル株価指数)**
社債		アフリカ		**なし**	
その他債券		中近東(中東)			
クレジット属性		エマージング			
不動産投信					
その他資産(投資信託証券(株式))					
資産複合					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数	「日経２２５」または「ＴＯＰＩＸ」の各指数にあてはまらないすべてのものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

ａ 主にブラジル企業の株式(預託証書を含みます)に投資します

○マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてブラジル企業の株式(預託証書を含みます。)に投資します。

ｂ ＭＳＣＩブラジル株価指数(税引後配当込み、円換算)※に連動する投資成果を目指します

○ＭＳＣＩブラジル株価指数とは、ブラジルの大型・中型株で構成される株価指数です。

※委託会社が独自に円換算した指数を使用します。

※ＭＳＣＩブラジル株価指数の構成銘柄と同様の銘柄および組入比率とするポートフォリオ構築を目指します。

※ＭＳＣＩブラジル株価指数に対する著作権および、知的所有権その他一切の権利はＭＳＣＩ Inc.に帰属します。またＭＳＣＩ Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、ファンドの基準価額はレアル・円の為替レートの変動の影響を受けます。

≪収益分配方針≫

○毎年１月、７月の各25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

［収益分配金に関する留意事項］

○分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2010年５月31日　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始
2017年４月26日　投資信託約款の変更によりベンチマーク等を変更
2020年４月25日　投資信託約款の変更により信託期間を変更

（3）【ファンドの仕組み】

①　委託会社およびファンドの関係法人

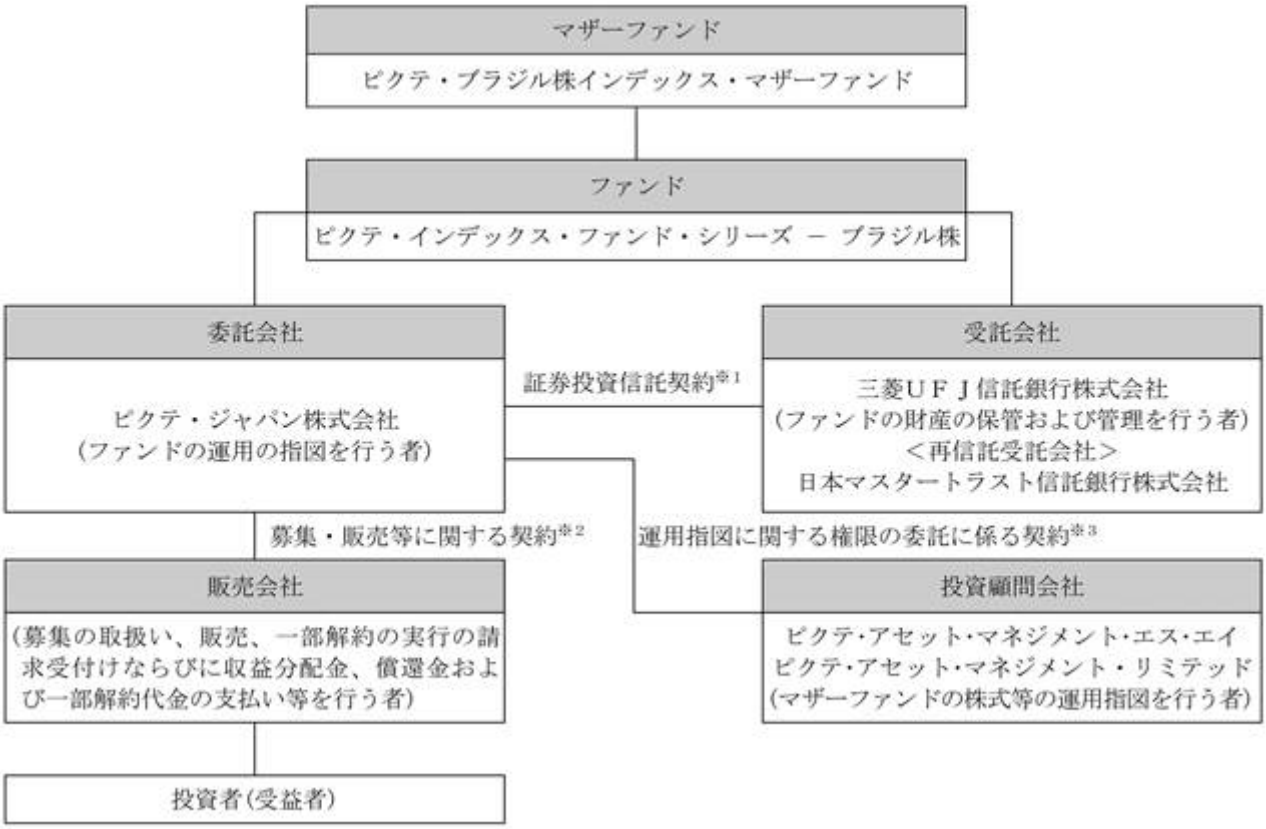

※１　ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
※２　販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
※３　委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定されています。

○ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。なお、直接株式に投資を行う場合があります。
○ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

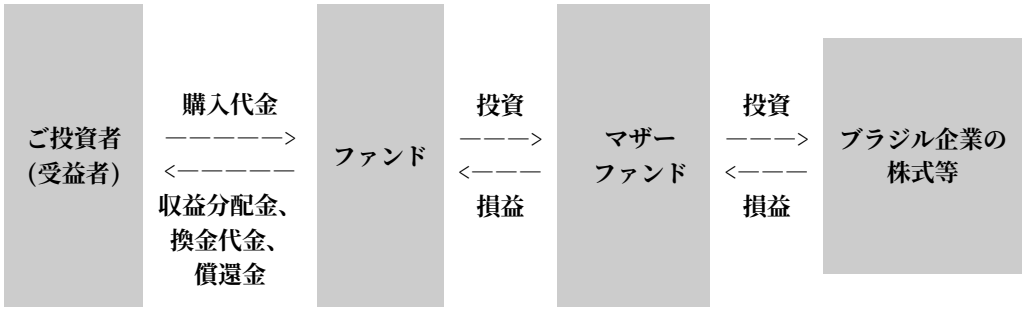

② 委託会社の概況(2023年７月末日現在)

・資本金：２億円

・沿　革：1981年　ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
1986年　ピクテジャパン株式会社設立
1987年　投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
1997年　ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
1997年　投資信託委託業務の免許取得
2011年　大阪事務所開設
2022年　ピクテ・ジャパン株式会社に社名変更
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ	スイス連邦　1227　ジュネーブ　カルージュ　アカシア通り60	普通株式　800株 A種優先株式　763株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、ＭＳＣＩブラジル株価指数(税引後配当込み、円換算)に連動する投資成果を目指すことを目的に運用を行います。

② 投資態度

ａ　マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ＭＳＣＩブラジル株価指数(税引後配当込み、円換算)に連動する投資成果を目指すことを目的に運用を行います。

ｂ　マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてブラジル企業の株式(預託証書を含みます。)に投資します。

ｃ　マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ｄ　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ｅ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資態度＞

ａ　ブラジル企業の株式(預託証書を含みます。)を主要投資対象とし、ＭＳＣＩブラジル株価指数(税引後配当込み、円換算)に連動する投資成果を目指すことを目的に運用を行います。

ｂ　株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ｃ　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ｄ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ　次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(ａ)有価証券

(ｂ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条、第24条および第31条に定めるものに限ります。)

(ｃ)金銭債権((ａ)、(ｂ)および(ｄ)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

(ｄ)約束手形((ａ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

ｂ　次に掲げる特定資産以外の資産

(ａ)為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

ａ　株券または新株引受権証書

ｂ　国債証券

ｃ　地方債証券

ｄ　特別の法律により法人の発行する債券

ｅ　社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

ｆ　特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)

ｇ　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。)

ｈ　協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。)

ｉ　特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。)

ｊ　コマーシャル・ペーパー

ｋ　新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

ｌ　外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａからｋまでの証券または証書の性質を有するもの

ｍ　投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)

ｎ　投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)

ｏ　外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)

ｐ　オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

ｑ　預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)

ｒ　外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｓ　指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

ｔ　抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)

ｕ　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｖ　外国の者に対する権利でｕの有価証券の性質を有するもの

なお、ａの証券または証書、ｌならびにｑの証券または証書のうちａの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂからｆまでの証券およびｌならびにｑの証券または証書のうちｂからｆまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｍおよびｎの証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

ａ　預金

ｂ　指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

ｃ　コール・ローン

ｄ　手形割引市場において売買される手形

ｅ　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

ｆ　外国の者に対する権利でｅの権利の性質を有するもの

④　②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③のａからｄまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤　その他

ａ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ　委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

ｃ　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｄ　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｅ　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ｆ　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ｇ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ｈ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。

ｉ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

ｊ　委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｋ　委託会社は、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｌ　委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

（3）【運用体制】

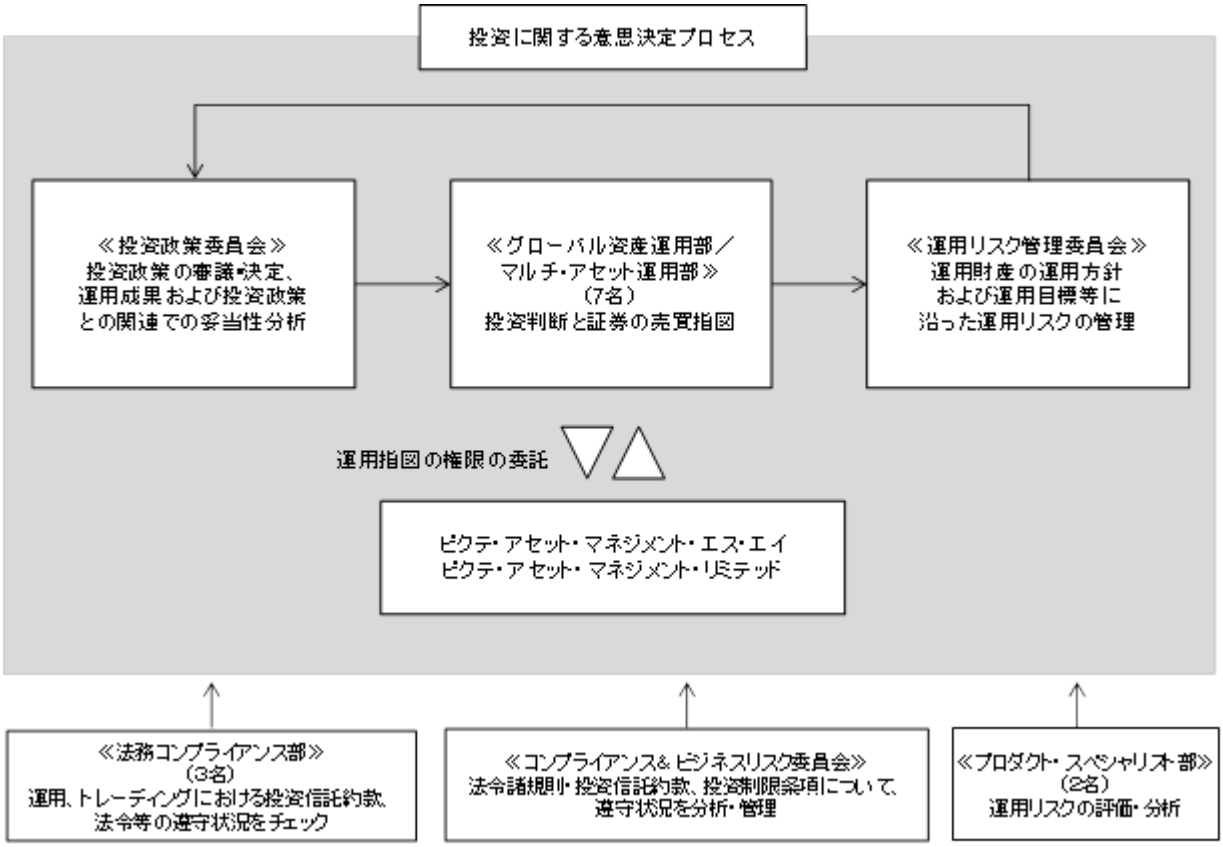

・マザーファンドの運用にあたっては、株式等および為替取引の一部等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」および「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドへ委託します。
・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(３名)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。プロダクト・スペシャリスト部(２名)において、運用リスクの評価・分析を行い、運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会および投資政策委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。
・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ａ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ｂ 収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ｃ　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

ａ　配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ　売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④　ファンドの決算日

毎年１月および７月の各25日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤　収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①　株式への実質投資割合ならびに同一銘柄の株式への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

②　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(投資信託約款)

取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③　投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥　外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧　投資する株式等の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨　信用取引の指図範囲(投資信託約款)

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ　信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ　株式分割により取得する株券

ｃ　有償増資により取得する株券

ｄ　売り出しにより取得する株券

ｅ　信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

ｆ　信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(ｅのものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑩　有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

ａ　委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(ａ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

(ｂ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(２)投資対象③金融商品の指図範囲」のａからｄに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(ｃ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑩で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(ａ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

(ｂ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ｃ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(ａ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(２)投資対象③金融商品の指図範囲」のａからｄに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

(ｂ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(２)投資対象③金融商品の指図範囲」のａからｄに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益

証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(ｃ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑪　スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

ａ　スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｂ　スワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ｂにおいて同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｃ　ｂにおいてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑬　デリバティブ取引に係る投資制限(投資信託約款)

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭　有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%以内とします。

ｂ　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%以内とします。

⑮　有価証券の空売り(投資信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑯　有価証券の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る有価証券の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑰　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱　直物為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

直物為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑲　資金の借入れ(投資信託約款)

ａ　委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入

金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

c　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑳　同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第９条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

①　基準価額の変動要因

a　株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

・ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。

・株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

b　為替変動リスク

・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。

・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

c　カントリーリスク

・ファンドが実質的な投資対象国とするブラジルを含む新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

・実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

d　有価証券先物取引等に伴うリスク

・ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

e　流動性リスク

・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

f　解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②　その他の留意点

・ファンドではブラジル株式への投資に伴う為替取引に対して金融取引税が課される場合、当該金融取引税も考慮して追加設定時信託財産留保額が定められますが、当該金融取引税率と追加設定時信託財産留保額との差異が基準価額を下落させる要因となる場合があります。
・ファンドは、ＭＳＣＩブラジル株価指数(税引後配当込み、円換算)の値動きと連動する投資成果を目指して運用を行いますが、有価証券売買時のコストや運用管理費用等のファンドの運営に係る費用、追加設定・一部解約による組入有価証券の売買タイミング差および指数構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等により、当該指数に連動しない場合があります。
・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
・サンパウロ証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。
・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(２)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

○ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。

○モニタリングの結果は、上記部署により定期会議に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス＆ビジネスリスク委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行います。

＜リスクの管理体制図＞

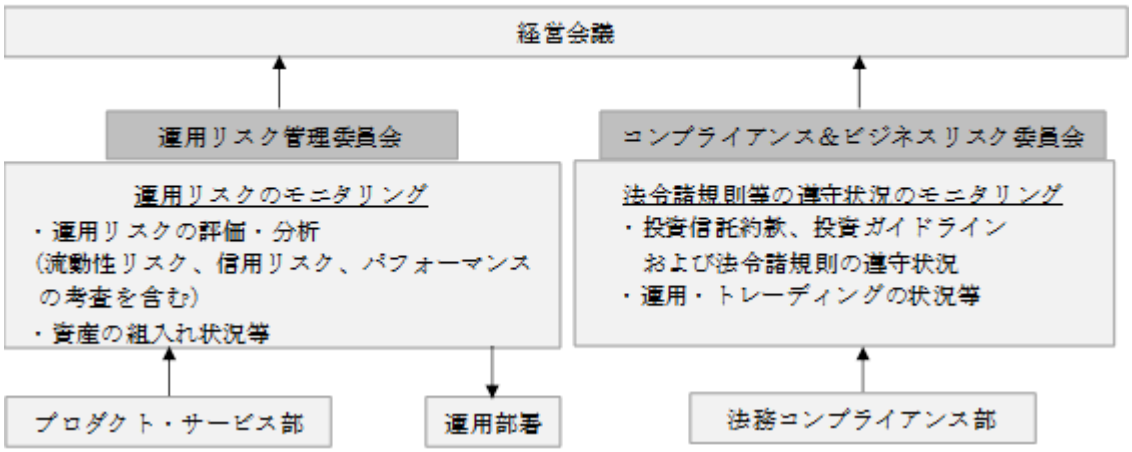

※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率
および基準価額の推移

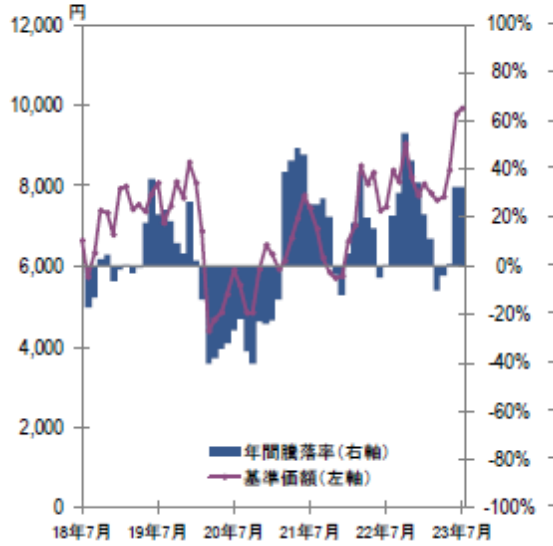

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
(2018年8月～2023年7月)

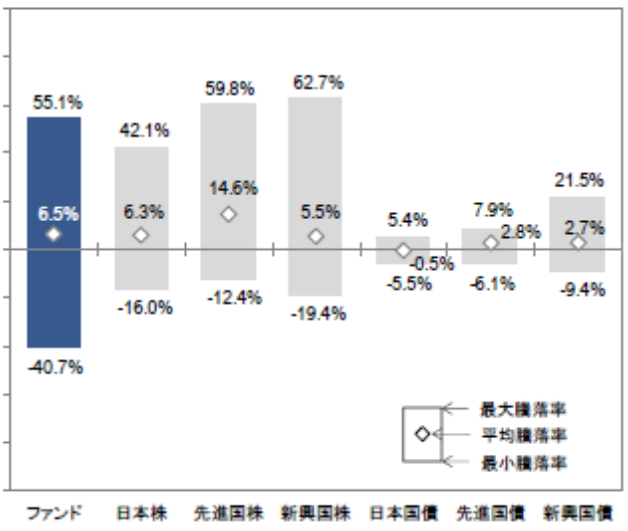

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※2018年8月～2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。
＜各資産クラスの指数＞

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

上記各指数について

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み):東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み):MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債:NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本):FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の手数料は、ありません。

ただし、申込価額には、追加設定時信託財産留保額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に設定に伴う株式の買付手数料等の費用およびブラジル株式への投資に伴う為替取引に課される金融取引税等を考慮して委託会社が定める率※を乗じて得た額をいいます。)が含まれます。

※2023年10月25日現在の料率は0.6%とします。料率は今後変更される場合があります。

(注)「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性を確保するため、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(2)【換金(解約)手数料】

解約時の手数料は、ありません。

ただし、解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額(当該基準価額に解約に伴う株式の売却手数料等の費用等を考慮して委託会社が定める率※を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)が控除されます。

※2023年10月25日現在の料率は0.6%とします。料率は今後変更される場合があります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.968%(税抜0.88%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.51%	年率0.33%	年率0.04%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。

なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞

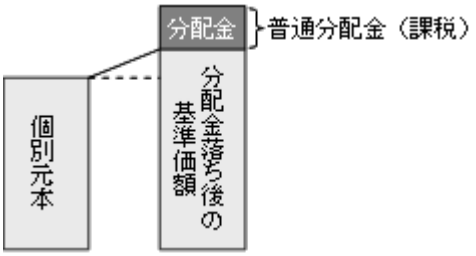

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞

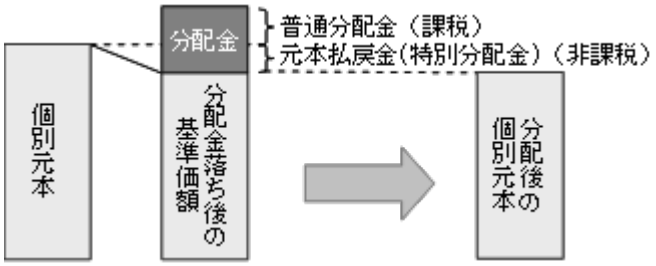

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

＜解約時および償還時の課税＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。
法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。

② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
2038年１月１日以降	20%（所得税15%および地方税５%）

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
2038年１月１日以降	15%（所得税15%）

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」について

ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年９月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下の運用状況は2023年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドまたはマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	622,847,920	99.49
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	3,203,089	0.51
合計(純資産総額)		626,051,009	100.00

（参考）ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ブラジル	611,713,842	98.21
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	11,131,878	1.79
合計(純資産総額)		622,845,720	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド	555,073,452	1.1386	632,055,533	1.1221	622,847,920	99.49

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.49
合計	99.49

（参考）ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ブラジル	株式	VALE SA	素材	38,461	2,807.71	107,987,673	2,014.27	77,471,161	12.44
2	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	53,500	791.65	42,353,457	886.36	47,420,575	7.61
3	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	54,925	761.27	41,812,971	850.02	46,687,879	7.50
4	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	エネルギー	42,000	898.27	37,727,735	984.95	41,367,911	6.64
5	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	59,924	423.82	25,397,198	491.73	29,466,461	4.73
6	ブラジル	株式	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	金融サービス	65,756	381.23	25,068,333	438.41	28,828,583	4.63
7	ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	53,365	405.35	21,631,904	445.56	23,777,611	3.82
8	ブラジル	株式	WEG SA	資本財	18,840	1,110.63	20,924,418	1,200.88	22,624,632	3.63
9	ブラジル	株式	LOCALIZA RENT A CAR	運輸	10,101	1,784.04	18,020,685	1,987.77	20,078,473	3.22
10	ブラジル	株式	ITAUSA SA(PFD)	銀行	56,956	254.94	14,520,894	292.17	16,641,352	2.67
11	ブラジル	株式	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	公益事業	13,600	1,227.39	16,692,509	1,132.38	15,400,369	2.47
12	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL S.A.	銀行	9,716	1,198.20	11,641,733	1,408.17	13,681,858	2.20
13	ブラジル	株式	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	金融サービス	13,300	640.64	8,520,638	1,007.88	13,404,854	2.15
14	ブラジル	株式	RAIA DROGASIL SA	生活必需品流通・小売り	14,496	725.23	10,513,014	867.00	12,568,125	2.02
15	ブラジル	株式	SUZANO S.A.	素材	8,760	1,404.60	12,304,331	1,406.09	12,317,376	1.98
16	ブラジル	株式	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	公益事業	11,881	814.04	9,671,669	1,009.37	11,992,360	1.93
17	ブラジル	株式	PRIO S.A.	エネルギー	8,700	1,210.19	10,528,731	1,345.03	11,701,817	1.88
18	ブラジル	株式	GERDAU SA-PREF	素材	13,015	906.61	11,799,645	845.26	11,001,114	1.77
19	ブラジル	株式	RUMO SA	運輸	14,848	565.59	8,397,945	696.04	10,334,912	1.66
20	ブラジル	株式	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	ヘルスケア機器・サービス	60,553	124.79	7,556,659	137.60	8,332,163	1.34
21	ブラジル	株式	COSAN SA	エネルギー	13,800	497.09	6,859,865	588.23	8,117,575	1.30
22	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO S.A.	銀行	17,584	372.89	6,556,954	439.31	7,724,846	1.24
23	ブラジル	株式	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	保険	7,800	1,053.15	8,214,611	931.33	7,264,448	1.17
24	ブラジル	株式	REDE D'OR SAO LUIZ SA	ヘルスケア機器・サービス	6,400	833.94	5,337,257	1,084.13	6,938,434	1.11

25	ブラジル	株式	VIBRA ENERGIA SA	一般消費財・サービス流通・小売り	13,326	461.94	6,155,903	505.13	6,731,406	1.08
26	ブラジル	株式	HYPERA SA	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,800	1,315.36	6,313,744	1,310.48	6,290,339	1.01
27	ブラジル	株式	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	公益事業	3,700	1,590.45	5,884,683	1,688.44	6,247,241	1.00
28	ブラジル	株式	TELEFONICA BRASIL S.A.	電気通信サービス	4,798	1,209.22	5,801,848	1,261.93	6,054,786	0.97
29	ブラジル	株式	LOJAS RENNER S.A.	一般消費財・サービス流通・小売り	10,880	620.09	6,746,674	555.17	6,040,250	0.97
30	ブラジル	株式	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	公益事業	16,074	339.83	5,462,478	375.27	6,032,184	0.97

ロ.種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	18.17
		素材	17.62
		資本財	3.63
		運輸	5.60
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.56
		生活必需品流通・小売り	3.41
		食品・飲料・タバコ	4.56
		家庭用品・パーソナル用品	0.86
		ヘルスケア機器・サービス	2.45
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.01
		銀行	18.90
		金融サービス	6.78
		保険	1.17
		ソフトウェア・サービス	0.82
		電気通信サービス	1.61
		公益事業	9.06
合計			98.21

②【投資不動産物件】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

該当事項はありません。

（参考）ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

該当事項はありません。

（参考）ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

2023年7月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第8期末 (2014年 1月27日)	700	700	6,055	6,055
第9期末 (2014年 7月25日)	853	853	7,816	7,816
第10期末 (2015年 1月26日)	666	666	6,507	6,507
第11期末 (2015年 7月27日)	620	620	5,284	5,284
第12期末 (2016年 1月25日)	445	445	3,201	3,201
第13期末 (2016年 7月25日)	704	704	5,305	5,305
第14期末 (2017年 1月25日)	817	817	6,648	6,648
第15期末 (2017年 7月25日)	776	776	6,479	6,479
第16期末 (2018年 1月25日)	716	716	8,113	8,113
第17期末 (2018年 7月25日)	599	599	6,532	6,532
第18期末 (2019年 1月25日)	669	669	7,848	7,848
第19期末 (2019年 7月25日)	649	649	8,177	8,177
第20期末 (2020年 1月27日)	573	573	8,388	8,388
第21期末 (2020年 7月27日)	541	541	5,748	5,748
第22期末 (2021年 1月25日)	544	544	6,164	6,164
第23期末 (2021年 7月26日)	605	605	7,280	7,280
第24期末 (2022年 1月25日)	527	527	6,194	6,194
第25期末 (2022年 7月25日)	466	466	6,889	6,889
第26期末 (2023年 1月25日)	523	523	8,049	8,049
第27期末 (2023年 7月25日)	638	638	10,061	10,061
2022年 7月末日	505	—	7,468	—
8月末日	556	—	8,370	—
9月末日	525	—	8,108	—
10月末日	597	—	9,038	—
11月末日	547	—	8,212	—
12月末日	498	—	7,759	—
2023年 1月末日	520	—	8,026	—
2月末日	511	—	7,815	—
3月末日	507	—	7,637	—
4月末日	512	—	7,736	—
5月末日	555	—	8,390	—
6月末日	644	—	9,787	—
7月末日	626	—	9,913	—

（注）純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　―　ブラジル株

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第8期	2013年 7月26日～2014年 1月27日	0円
第9期	2014年 1月28日～2014年 7月25日	0円
第10期	2014年 7月26日～2015年 1月26日	0円

第11期	2015年 1月27日～2015年 7月27日	0円
第12期	2015年 7月28日～2016年 1月25日	0円
第13期	2016年 1月26日～2016年 7月25日	0円
第14期	2016年 7月26日～2017年 1月25日	0円
第15期	2017年 1月26日～2017年 7月25日	0円
第16期	2017年 7月26日～2018年 1月25日	0円
第17期	2018年 1月26日～2018年 7月25日	0円
第18期	2018年 7月26日～2019年 1月25日	0円
第19期	2019年 1月26日～2019年 7月25日	0円
第20期	2019年 7月26日～2020年 1月27日	0円
第21期	2020年 1月28日～2020年 7月27日	0円
第22期	2020年 7月28日～2021年 1月25日	0円
第23期	2021年 1月26日～2021年 7月26日	0円
第24期	2021年 7月27日～2022年 1月25日	0円
第25期	2022年 1月26日～2022年 7月25日	0円
第26期	2022年 7月26日～2023年 1月25日	0円
第27期	2023年 1月26日～2023年 7月25日	0円

③【収益率の推移】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

期	期間	収益率（%）
第8期	2013年 7月26日～2014年 1月27日	△7.02
第9期	2014年 1月28日～2014年 7月25日	29.08
第10期	2014年 7月26日～2015年 1月26日	△16.75
第11期	2015年 1月27日～2015年 7月27日	△18.80
第12期	2015年 7月28日～2016年 1月25日	△39.42
第13期	2016年 1月26日～2016年 7月25日	65.73
第14期	2016年 7月26日～2017年 1月25日	25.32
第15期	2017年 1月26日～2017年 7月25日	△2.54
第16期	2017年 7月26日～2018年 1月25日	25.22
第17期	2018年 1月26日～2018年 7月25日	△19.49
第18期	2018年 7月26日～2019年 1月25日	20.15
第19期	2019年 1月26日～2019年 7月25日	4.19
第20期	2019年 7月26日～2020年 1月27日	2.58
第21期	2020年 1月28日～2020年 7月27日	△31.47
第22期	2020年 7月28日～2021年 1月25日	7.24
第23期	2021年 1月26日～2021年 7月26日	18.11
第24期	2021年 7月27日～2022年 1月25日	△14.92
第25期	2022年 1月26日～2022年 7月25日	11.22
第26期	2022年 7月26日～2023年 1月25日	16.84
第27期	2023年 1月26日～2023年 7月25日	25.00

（注）収益率の計算方法：（計算期間末の基準価額（分配付き）－前計算期間末の基準価額（分配落ち））÷前計算期間末の基準価額（分配落ち）×100

（４）【設定及び解約の実績】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第8期	223,303,645	227,283,034
第9期	239,892,247	305,680,655
第10期	275,016,137	342,189,454
第11期	382,591,537	232,240,278
第12期	447,977,669	230,050,960
第13期	292,593,366	356,994,461
第14期	403,047,149	502,022,858
第15期	584,971,633	616,244,478
第16期	236,156,560	550,643,343
第17期	191,150,360	156,225,566
第18期	176,012,165	241,571,644
第19期	154,981,389	214,035,098
第20期	161,528,205	271,757,472
第21期	507,528,016	248,975,910
第22期	255,364,544	313,663,476
第23期	164,585,607	216,273,910
第24期	122,617,286	103,684,221
第25期	246,710,051	421,368,432
第26期	201,146,947	227,696,725
第27期	127,471,350	142,617,458

＜参考情報：運用実績＞　(2023年７月31日現在)

ファンドのベンチマークは2017年４月26日付で「ボベスパ指数(円換算)」から「ＭＳＣＩブラジル株価指数(税引後配当込み、円換算)」に変更されております。したがって、2017年４月26日以前はベンチマークが変更される前の運用実績であることにご留意ください。

基準価額・純資産の推移

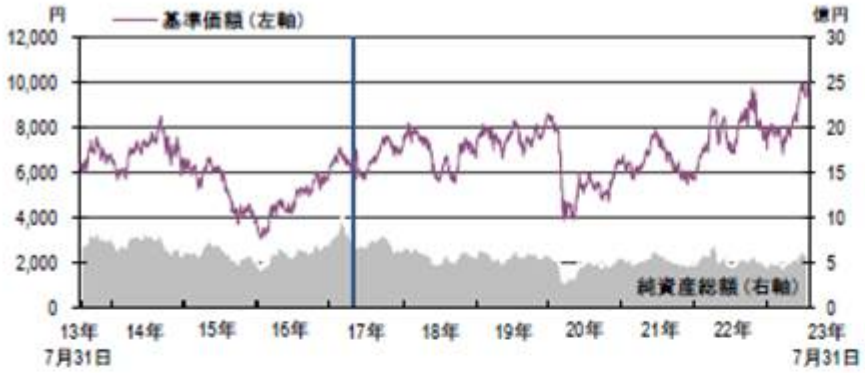

(注)上記グラフの縦の青線は、ベンチマークの変更を行った2017年4月26日を示します。
※基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後です。

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期		分配金
第23期	21年 7月	0 円
第24期	22年 1月	0 円
第25期	22年 7月	0 円
第26期	23年 1月	0 円
第27期	23年 7月	0 円
設定来	累計	0 円

主要な資産の状況

ファンドの主要投資対象であるピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンドの状況です。

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種名	構成比
1	ヴァーレ	素材	12.4%
2	ブラジル石油公社(優先株)	エネルギー	7.6%
3	イタウ・ウニバンコ・ホールディング(優先株)	銀行	7.5%
4	ブラジル石油公社	エネルギー	6.6%
5	ブラデスコ銀行(優先株)	銀行	4.7%
6	B3 SA-ブラジル・ボルサ・バルカオン	金融サービス	4.6%
7	アンベブ	食品・飲料・タバコ	3.8%
8	ウェグ	資本財	3.6%
9	ロカリザ・レンタカー	運輸	3.2%
10	イタウサ	銀行	2.7%

組入上位5業種

	業種名	構成比
1	銀行	18.9%
2	エネルギー	18.2%
3	素材	17.6%
4	公益事業	9.1%
5	金融サービス	6.8%
	その他の業種	27.7%

年間収益率の推移

※2023年は7月31日までの騰落率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、サンパウロ証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。

・取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。

・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。

・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。

・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞

・販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜発行価格＞

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に追加設定時信託財産留保額を加算した価額(販売基準価額)とします。

・販売基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

＜申込手数料＞

・ありません。

＜追加設定時信託財産留保額＞

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.6%の率※を乗じて得た額とします。

※2023年10月25日現在の料率とします。設定に伴う株式の買付手数料等の費用およびブラジル株式への投資に伴う為替取引に課される金融取引税等を考慮して委託会社が定めます。料率は今後変更される場合があります。

＜払込期日、払込取扱場所＞

・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては１円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、サンパウロ証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、解約請求の受付けは行いません。

・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。

・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

・解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額とします。

・解約価額については、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

＜解約手数料＞

・ありません。

＜解約時信託財産留保額＞

・解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.6%の率※を乗じて得た額とします。

※2023年10月25日現在の料率とします。解約に伴う株式の売却手数料等の費用等を考慮して委託会社が定めます。料率は今後変更される場合があります。

＜解約代金のお支払い＞

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。
マザーファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ＩＦブラジル」)。

(２)【保管】

該当事項はありません。

(３)【信託期間】

信託期間は、2010年５月31日(当初設定日)から2024年１月15日までです。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(４)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年１月26日から７月25日までおよび７月26日から翌年１月25日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2010年７月26日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(５)【その他】

① ファンドの償還

ａ　委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、ａの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｂからｄまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ　委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ｇ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｈ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　投資信託約款の変更等

ａ　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ　委託会社は、ａの事項(ａの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、ａの併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

ａ　委託会社は、毎決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ｂ　委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(https://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の３ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合、終了することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(１)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から支払われます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドの計算期間は６か月であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

（３）ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第27期計算期間（2023年 1月26日から2023年 7月25日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ - ブラジル株
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第26期 ［2023年 1月25日現在］	第27期 ［2023年 7月25日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,515,130	7,104,019
親投資信託受益証券	520,738,546	635,628,685
未収入金	－	5,440,000
流動資産合計	526,253,676	648,172,704
資産合計	526,253,676	648,172,704
負債の部		
流動負債		
未払解約金	325,483	6,781,239
未払受託者報酬	120,971	119,146
未払委託者報酬	2,540,340	2,502,048
未払利息	15	19
その他未払費用	151,223	148,930
流動負債合計	3,138,032	9,551,382
負債合計	3,138,032	9,551,382
純資産の部		
元本等		
元本	649,913,502	634,767,394
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△126,797,858	3,853,928
（分配準備積立金）	94,366,818	167,443,079
元本等合計	523,115,644	638,621,322
純資産合計	523,115,644	638,621,322
負債純資産合計	526,253,676	648,172,704

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 自　2022年 7月26日 至　2023年 1月25日	第27期 自　2023年 1月26日 至　2023年 7月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	76,255,553	133,820,139
営業収益合計	76,255,553	133,820,139
営業費用		
支払利息	2,849	2,030
受託者報酬	120,971	119,146
委託者報酬	2,540,340	2,502,048
その他費用	151,385	149,087
営業費用合計	2,815,545	2,772,311
営業利益又は営業損失（△）	73,440,008	131,047,828
経常利益又は経常損失（△）	73,440,008	131,047,828
当期純利益又は当期純損失（△）	73,440,008	131,047,828
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	25,737,079	10,865,699
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△210,461,637	△126,797,858
剰余金増加額又は欠損金減少額	66,072,679	27,909,289
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	66,072,679	27,909,289
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,111,829	17,439,632
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,111,829	17,439,632
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△126,797,858	3,853,928

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第26期 2023年 1月25日現在	第27期 2023年 7月25日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

	第26期 2023年 1月25日現在	第27期 2023年 7月25日現在
１． 元本の推移		
期首元本額	676,463,280円	649,913,502円
期中追加設定元本額	201,146,947円	127,471,350円
期中一部解約元本額	227,696,725円	142,617,458円
２． 受益権の総数	649,913,502口	634,767,394口
３． 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は126,797,858円であります。	－

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第26期 自 2022年 7月26日 至 2023年 1月25日			第27期 自 2023年 1月26日 至 2023年 7月25日		
１．主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用			１．主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用		
当該親投資信託受益証券に係る信託財産の純資産総額のうち、当ファンドに対応する部分の年率0.20%以内の額			同左		
２．分配金の計算過程			２．分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	35,378,569円	費用控除後の配当等収益額	A	20,279,530円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	70,853,737円
収益調整金額	C	315,025,301円	収益調整金額	C	325,336,635円
分配準備積立金額	D	58,988,249円	分配準備積立金額	D	76,309,812円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,392,119円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	492,779,714円
当ファンドの期末残存口数	F	649,913,502口	当ファンドの期末残存口数	F	634,767,394口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,299.16円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,763.12円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	第26期 自 2022年 7月26日 至 2023年 1月25日	第27期 自 2023年 1月26日 至 2023年 7月25日

1.金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、為替リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第26期 自　2022年 7月26日 至　2023年 1月25日	第27期 自　2023年 1月26日 至　2023年 7月25日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 同左 （3）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券
第26期（2023年 1月25日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	62,824,437
合計	62,824,437

第27期（2023年 7月25日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	128,073,902
合計	128,073,902

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

	第26期 （2023年 1月25日現在）	第27期 （2023年 7月25日現在）
1口当たり純資産額	0.8049円	1.0061円
（1万口当たり純資産額）	（8,049円）	（10,061円）

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
第１　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド	558,205,573	635,628,685	
合計		558,205,573	635,628,685	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
ファンドは、「ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。
なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2023年 1月25日現在］	［2023年 7月25日現在］
資産の部		
流動資産		
預金	1,590,910	431,199
コール・ローン	6,858,613	6,330,387
株式	509,003,393	621,027,429
未収入金	-	3,922,376
未収配当金	3,275,711	9,374,446
流動資産合計	520,728,627	641,085,837
資産合計	520,728,627	641,085,837
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	8,824
未払解約金	-	5,440,000
未払利息	18	17
その他未払費用	136	50
流動負債合計	154	5,448,891
負債合計	154	5,448,891
純資産の部		
元本等		
元本	574,259,535	558,205,573
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△53,531,062	77,431,373
元本等合計	520,728,473	635,636,946
純資産合計	520,728,473	635,636,946
負債純資産合計	520,728,627	641,085,837

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2023年 1月25日現在	2023年 7月25日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

	2023年 1月25日現在	2023年 7月25日現在

１．　元本の推移		
期首相当日現在元本額	599,693,473円	574,259,535円
期中追加設定元本額	82,853,224円	53,844,925円
期中一部解約元本額	108,287,162円	69,898,887円
期末元本額	574,259,535円	558,205,573円
元本の内訳		
ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株	574,259,535円	558,205,573円
２．　受益権の総数	574,259,535口	558,205,573口
３．　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は53,531,062円であります。	－

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2022年 7月26日 至 2023年 1月25日	自 2023年 1月26日 至 2023年 7月25日
１.金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、為替リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	自　2022年 7月26日 至　2023年 1月25日	自　2023年 1月26日 至　2023年 7月25日
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券

	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
４.金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（2023年 1月25日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△15,830,489
合計	△15,830,489

（2023年 7月25日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	22,671,684
合計	22,671,684

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連
（2023年 1月25日現在）
該当事項はありません。

（2023年 7月25日現在）

区分	種　類	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,384,800	－	2,393,624	△8,824
	ブラジルレアル	2,384,800	－	2,393,624	△8,824
合計		2,384,800	－	2,393,624	△8,824

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡日（以下、当該日という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

②当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

	（2023年 1月25日現在）	（2023年 7月25日現在）
1口当たり純資産額	0.9068円	1.1387円
（1万口当たり純資産額）	（9,068円）	（11,387円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ブラジルレアル	COSAN SA	13,800	20.09	277,242.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	42,000	34.00	1,428,000.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	53,500	30.30	1,621,050.00	
	PRIO S.A.	8,700	46.17	401,679.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	8,100	19.46	157,626.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	7,700	13.05	100,485.00	
	GERDAU SA-PREF	13,015	28.02	364,680.30	
	KLABIN SA - UNIT	8,700	21.70	188,790.00	
	SUZANO S.A.	8,760	45.02	394,375.20	
	VALE SA	38,461	69.85	2,686,500.85	
	WEG SA	18,840	41.54	782,613.60	
	CCR SA	11,300	13.48	152,324.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	10,101	69.55	702,524.55	
	RUMO SA	14,848	24.02	356,648.96	
	LOJAS RENNER S.A.	10,880	18.86	205,196.80	
	MAGAZINE LUIZA SA	33,600	3.01	101,136.00	
	VIBRA ENERGIA SA	13,326	17.70	235,870.20	
	ATACADAO SA	7,400	11.15	82,510.00	
	RAIA DROGASIL SA	14,496	28.56	414,005.76	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	14,900	12.78	190,422.00	

	AMBEV SA	53,365	15.12	806,878.80	
	JBS SA	8,400	17.89	150,276.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	9,997	17.89	178,846.33	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	60,553	4.34	262,800.02	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	6,400	35.91	229,824.00	
	HYPERA SA	4,800	44.20	212,160.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	17,584	14.84	260,946.56	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	59,924	16.60	994,738.40	
	BANCO DO BRASIL S.A.	9,716	47.57	462,190.12	
	BANCO SANTANDER (BRASIL) SA-UNIT	4,100	29.78	122,098.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	54,925	28.54	1,567,559.50	
	ITAUSA SA(PFD)	56,956	9.82	559,307.92	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	65,756	15.10	992,915.60	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	13,300	33.70	448,210.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	7,800	31.47	245,466.00	
	TOTVS SA	5,900	29.53	174,227.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	4,798	41.22	197,773.56	
	TIM SA	9,154	14.19	129,895.26	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	3,000	43.42	130,260.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	13,600	38.87	528,632.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	16,074	12.68	203,818.32	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	3,700	55.51	205,387.00	
	CPFL ENERGIA SA	2,500	35.78	89,450.00	
	ENERGISA SA-UNITS	2,309	50.88	117,481.92	
	ENEVA SA	9,800	13.12	128,576.00	
	ENGIE BRASIL SA	2,275	45.44	103,376.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA	181	33.70	6,099.70	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	11,700	34.46	403,182.00	
ブラジルレアル 小計		870,994		20,756,056.23 (621,027,429)	
合　計		870,994		621,027,429 (621,027,429)	

（注）

1．各通貨毎の小計欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
ブラジルレアル	株式　48銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年 7月31日現在です。

【純資産額計算書】

ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ　－　ブラジル株

Ⅰ　資産総額	629,328,983 円
Ⅱ　負債総額	3,277,974 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	626,051,009 円
Ⅳ　発行済口数	631,516,452 口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	9,913 円

（参考）ピクテ・ブラジル株インデックス・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	625,775,770 円
Ⅱ　負債総額	2,930,050 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	622,845,720 円
Ⅳ　発行済口数	555,073,452 口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	11,221 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換について

該当事項はありません。

２　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

(１)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(２)(１)の申請のある場合には、(１)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(１)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(３)(１)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

2023年７月末日現在：２億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株(普通株式：10,000株　A種優先株式：10,000株)

発行済株式総数：1,563株(普通株式：800株　A種優先株式：763株)

最近５年間における資本金の額の増減：2018年12月７日付で14億円から２億円に減少

(２)委託会社の機構

①　経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

②　投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。

2023年７月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	121	2,546,402,931,410
単位型株式投資信託	44	156,201,156,144
合計	165	2,702,604,087,554

3【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(2022年１月１日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度の中間会計期間(2023年１月１日から2023年６月30日まで)の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第37期 (2021年12月31日現在)	第38期 (2022年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		5,061,348	4,966,314
前払費用		178,450	105,122
未収委託者報酬		3,609,245	3,940,342
未収収益		402,064	388,449
関係会社未収入金		-	3,021
１年内回収予定の差入保証金		259,543	-
その他		11,924	59,679
流動資産計		9,522,576	9,462,930
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※１	106,679	758,124
器具備品	※１	121,783	287,227
有形固定資産合計		228,462	1,045,352
無形固定資産			
ソフトウェア		11,938	5,472
その他		831	831
無形固定資産合計		12,770	6,304
投資その他の資産			
投資有価証券		5,028	4,133
長期差入保証金		27,133	457,872
前払年金費用		19,883	-
繰延税金資産		880,277	931,495
投資その他の資産合計		932,323	1,393,501
固定資産計		1,173,557	2,445,158
資産合計		10,696,134	11,908,089

(単位：千円)

	第37期 (2021年12月31日現在)	第38期 (2022年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	30,421	38,250
未払金		
未払手数料	2,044,565	2,268,781
その他未払金	479,218	1,052,311
未払法人税等	397,847	312,930
賞与引当金	1,021,058	966,331
１年内返済予定の関係会社長期借入金	-	1,200,000

その他	252,259	38,382
流動負債合計	4,225,371	5,876,989
固定負債		
関係会社長期借入金	2,400,000	1,200,000
退職給付引当金	-	160,236
資産除去債務	17,260	143,023
固定負債合計	2,417,260	1,503,259
負債合計	6,642,632	7,380,249
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	3,801,470	4,276,499
繰越利益剰余金	3,801,470	4,276,499
利益剰余金合計	3,851,470	4,326,499
株主資本合計	4,051,470	4,526,499
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,031	1,341
評価・換算差額等合計	2,031	1,341
純資産合計	4,053,501	4,527,840
負債・純資産合計	10,696,134	11,908,089

（2）【損益計算書】

(単位：千円)

	第37期 (自　2021年１月１日 至　2021年12月31日)	第38期 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	21,472,292	23,162,612
その他営業収益	1,455,942	1,411,911
営業収益計	23,071,074	24,574,523
営業費用		
支払手数料	13,011,669	14,152,133
広告宣伝費	339,834	285,442
調査費		
調査費	156,154	157,954
委託調査費	2,222,510	2,266,863
委託計算費	435,753	455,761
営業雑経費		
通信費	98,128	117,491
印刷費	115,744	125,826
諸会費	24,886	25,850
図書費	2,594	2,375
諸経費	3,081	4,407

営業費用計		16,515,155	17,594,104
一般管理費			
給料			
役員報酬		88,929	89,170
給料・手当		1,983,348	2,083,033
賞与	※1	360,035	478,194
賞与引当金繰入		880,927	789,972
旅費交通費		9,548	85,665
租税公課		90,501	89,730
不動産賃借料		378,520	646,702
退職給付費用		205,160	267,225
固定資産減価償却費		135,269	144,467
消耗器具備品費		46,529	150,071
人材採用費		30,166	59,087
修繕維持費		28,594	28,992
諸経費		181,050	236,793
一般管理費計		4,456,623	5,149,107
営業利益		2,099,295	1,831,311
営業外収益			
受取利息		37	37
投資有価証券売却益		1,023	-
受取配当金		846	764
為替差益		12,662	36,958
その他		1,926	922
営業外収益計		16,496	38,683
営業外費用			
支払利息	※2	45,625	45,625
営業外費用計		45,625	45,625
経常利益		2,070,167	1,824,369
特別損失		8,896	-
雑損失		8,896	-
税引前当期純利益		2,061,271	1,824,369
法人税、住民税及び事業税		649,049	599,998
法人税等調整額		△9,888	△50,913
法人税等合計額		639,160	549,084
当期純利益		1,422,110	1,275,284

（3）【株主資本等変動計算書】

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					

当期首残高	200,000	50,000	3,879,839	3,929,839	4,129,839	2,036	2,036	4,131,876
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△1,500,480	△1,500,480	△1,500,480	-	-	△1,500,480
当期純利益	-	-	1,422,110	1,422,110	1,422,110	-	-	1,422,110
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	△5	△5	△5
当期変動額合計	-	-	△78,370	△78,370	△78,370	△5	△5	△78,375
当期末残高	200,000	50,000	3,801,470	3,851,470	4,051,470	2,031	2,031	4,053,501

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	3,801,470	3,851,470	4,051,470	2,031	2,031	4,053,501
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△800,256	△800,256	△800,256	-	-	△800,256
当期純利益	-	-	1,275,284	1,275,284	1,275,284	-	-	1,275,284
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	△690	△690	△690
当期変動額合計	-	-	475,028	475,028	475,028	△690	△690	474,338
当期末残高	200,000	50,000	4,276,499	4,326,499	4,526,499	1,341	1,341	4,527,840

重要な会計方針

区分	
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備３～18年 器具備品２～15年 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準	(１)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (２)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬等により収益を稼得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (１)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるとういう前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (２)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき計算期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を一任口座によって年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるとういう前提に基づき、一任口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (３)実績報酬 実績報酬は、対象となる一任口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は実績報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することと致しました。これによる当期の財務諸表に与える影響は軽微であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当期の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

時価の算定に関する会計基準等

- 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日　企業会計基準委員会）

(１)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第31号）の2021年６月17日の改正は、2019年７月４日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね１年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(２)適用予定日

2023年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点では評価中であります。

(貸借対照表関係)

第37期 (2021年12月31日現在)	第38期 (2022年12月31日現在)
※１　有形固定資産の減価償却累計額	※１　有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備　413,531千円	建物付属設備　105,904千円
器具備品　375,326千円	器具備品　209,248千円

(損益計算書関係)

第37期 自　2021年１月１日 至　2021年12月31日	第38期 自　2022年１月１日 至　2022年12月31日
※１　従業員及び役員の賞与であります。	※１　従業員及び役員の賞与であります。
※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払利息　45,625千円	※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払利息　45,625千円

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第37期事業年度期首 株式数 (株)	第37期 増加株式数 (株)	第37期 減少株式数 (株)	第37期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2021年6月16日	普通株式	768,000	利益剰余金	960,000	2021年3月31日	2021年6月25日
	A種優先株式	732,480		960,000		

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第38期事業年度期首 株式数 (株)	第38期 増加株式数 (株)	第38期 減少株式数 (株)	第38期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				

普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2022年6月17日	普通株式	409,600	利益剰余金	512,000	2022年3月31日	2022年6月20日
	A種優先株式	390,656		512,000		

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

(借主側)

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	163,316千円
１年超	- 千円
合計	163,316千円

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

(借主側)

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	421,323千円
１年超	1,270,281千円
合計	1,691,605千円

(金融商品に関する注記)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後８年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)2021年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,061,348	5,061,348	-
未収委託者報酬	3,609,245	3,609,245	-
１年内回収予定の差入保証金	259,543	259,543	-
未払手数料	2,044,565	2,044,565	-
その他未払金	479,218	479,218	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,471,654	71,654

(２)金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(３)長期差入保証金(貸借対照表計上額286,676千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(４)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,061,348	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	3,609,245	-	-	-	-	-
１年内回収予定の差入保証金	259,543	-	-	-	-	-

(５)関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
関係会社長期借入金	-	1,200,000	-	-	-	1,200,000

(金融商品関係)

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後７年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
１年内返済予定の関係会社長期借入金	1,200,000	1,207,164	7,164
関係会社長期借入金	1,200,000	1,177,474	△22,526
負債計	2,400,000	2,384,639	△15,361

(注１)現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注２)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	4,966,314	-	-
未収委託者報酬	3,940,342	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（金融商品関係）の「２．金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第５－２項の注記を行っておりません。

(２)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金	-	2,400,000	-	-
負債計	-	2,400,000	-	-

(注１)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第37期(2021年12月31日現在)

１．その他有価証券

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,900	4,843	2,943
	小計	1,900	4,843	2,943
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	200	184	△ 15
	小計	200	184	△ 15
合計		2,100	5,028	2,928

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

(千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	2,955	1,023	-
合計	2,955	1,023	-

第38期(2022年12月31日現在)

１．その他有価証券

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,100	4,044	1,944
	小計	2,100	4,044	1,944
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	100	88	△ 11
	小計	100	88	△ 11
合計		2,200	4,133	1,933

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,542,661
勤務費用	149,002
利息費用	2,861
数理計算上の差異の発生額	4,780
退職給付の支払額	△255,167
退職給付債務の期末残高	1,444,138

(２)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,401,259
期待運用収益	14,012
数理計算上の差異の発生額	46,064
事業主からの拠出額	2,687
年金資産の期末残高	1,464,023

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,444,138
年金資産	△1,464,023
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△19,883

(４)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	236,002
利息費用	2,861
期待運用収益	△14,012
数理計算上の差異の費用処理額	△41,283
退職給付制度に係る退職給付費用	183,567

(５)年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	24.92%

投資証券	44.50%
債券	10.06%
その他	20.52%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(６)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.20%

長期期待運用収益率　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は108,592千円であります。

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,444,138
勤務費用	61,965
利息費用	2,773
数理計算上の差異の発生額	△22,560
退職給付の支払額	△44,067
退職給付債務の期末残高	1,442,249

(２)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,464,023
期待運用収益	14,640
数理計算上の差異の発生額	△134,519
事業主からの拠出額	△32,325
その他	△29,804
年金資産の期末残高	1,282,013

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,442,249
年金資産	△1,282,013
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	160,236

(４)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	61,965
利息費用	2,773
期待運用収益	△14,640

数理計算上の差異の費用処理額	111,958
退職給付制度に係る退職給付費用	162,057

(５)年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	17.04%
投資証券	27.56%
債券	9.16%
株式	7.97%
その他	38.28%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(６)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.80%

長期期待運用収益率　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は105,167千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(千円)

区分	第37期 (2021年12月31日現在)	第38期 (2022年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	350,142	387,523
未払事業税否認	23,191	19,948
未確定債務	36,003	24,817
賞与引当金損金算入限度超過額	323,316	307,814
資産除去債務	22,975	11,917
均し賃料否認	-	38,420
その他	125,544	142,349
繰延税金資産小計	881,174	932,791
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	896	591
繰延税金負債小計	896	591
繰延税金資産合計(純額)	880,277	931,495

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第37期 (2021年12月31日現在)	第38期 (2022年12月31日現在)

法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.13%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.98%
住民税均等割	0.18%	住民税均等割	0.21%
税額控除	0.00%	税額控除	△1.76%
その他	0.07%	その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.01%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.10%

(資産除去債務関係)

第37期(2021年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,933千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	198千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	82,132千円(注１)

(注１)一年以内に履行義務の到来する資産除去債務64,872千円については流動負債のその他に含まれております。

第38期(2022年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から５年と見積り、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	82,132千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	125,642千円
時の経過による調整額	159千円

資産除去債務の履行による減少額	△64,911千円
期末残高	143,023千円

(収益認識関係)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	21,472,292	-	21,472,292
運用受託報酬	396,869	5,489	402,358
その他	1,196,423	-	1,196,423
合計	23,065,585	5,489	23,071,074

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の５.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	23,162,612	-	23,162,612
運用受託報酬	430,874	6,430	423,181
その他	974,606	-	988,729
合計	11,776,332	6,430	24,574,523

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の５.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	21,472,292千円	402,358千円	1,196,423千円	23,071,074千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	23,162,612千円	423,181千円	988,729千円	24,574,523千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第37期(自　2021年１月１日　至　2021年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテアンドシーグループエスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	87,568	未払金	-
親会社	ピクテアセットマネージメントホールディングエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金の借入(注２)	-	関係会社長期借入金	2,400,000
							利息の支払(注３)	45,625	未払金	10,250

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	1,925,685	未払金	178,005
							運用手数料の受取(注４)	386	未収収益	-
							付随業務手数料の受取(注５)	188,744	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	231,144	未払金	65,871
							付随業務手数料の受取(注５)	6,897	未収収益	6,837
							コミュニケーション手数料の支払(注６)	17,584	未払金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネ―ジメント(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注４)	65,680	未払金	9,573
							運用手数料の受取(注４)	67	未収収益	-
							付随業務手数料の受取(注５)	829,632	未収収益	143,921

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注３)支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注５)付随業務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注６)コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第38期(自　2022年１月１日　至　2022年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社	ピクテアンドシーグループエスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	175,059	未払金	-
親会社	ピクテアセットマネージメントホールディングエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	借入金の借入(注２)	-	１年以内返済予定の関係会社長期借入金	1,200,000
									関係会社長期借入金	1,200,000
							利息の支払(注３)	45,625	未払金	10,250
							預け金(注７)	-	関係会社未収入金	3,021

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	1,975,120	未払金	630,027
							運用手数料の受取(注４)	14,123	未収収益	3,440
							付随業務手数料の受取(注５)	139,937	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	255,398	未払金	62,174
							付随業務手数料の受取(注５)	8,768	未収収益	3,811
							コミュニケーション手数料の支払(注６)	21,606	未払金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネ－ジメント(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注４)	36,343	未払金	9,864
							付随業務手数料の受取(注５)	809,749	未収収益	126,585

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注３)支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注５)付随業務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注６)コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注７)預け金については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(１株当たり情報)

第37期 自　2021年１月１日 至　2021年12月31日		第38期 自　2022年１月１日 至　2022年12月31日	
１株当たり純資産額(注１)	4,944,835円90銭	１株当たり純資産額(注１)	5,537,759円21銭
１株当たり当期純利益(注２)	909,859円79銭	１株当たり当期純利益(注２)	815,921円25銭
損益計算書上当期純利益	1,422,110千円	損益計算書上当期純利益	1,275,284千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	1,422,110千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	1,275,284千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数	1,563株	期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株	普通株式	800株
普通株式と同等の株式	763株	普通株式と同等の株式	763株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(注１)１株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注２)A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第39期中間会計期間末 2023年６月30日
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,912,703
未収委託者報酬		3,901,327
未収収益		424,056
前払費用		391,188
関係会社未収入金		5,169
その他		37,495
流動資産合計		9,671,941
固定資産		
有形固定資産	※１	1,062,296
無形固定資産		3,668
投資その他の資産		
投資有価証券		4,895
長期差入保証金		457,872
繰延税金資産		687,379
投資その他の資産合計		1,150,147
固定資産合計		2,216,112
資産合計		11,888,054
負債の部		
流動負債		
預り金		42,886
未払金		3,859,847
未払法人税等		206,427
賞与引当金		460,268
１年内返済予定の関係会社長期借入金		1,200,000
その他		187,886
流動負債合計		5,957,316
固定負債		
関係会社長期借入金		1,200,000
退職給付引当金		188,248
資産除去債務		143,083
固定負債合計		1,531,332
負債合計		7,488,649
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		

利益準備金		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		4,147,534
利益剰余金合計		4,197,534
株主資本合計		4,397,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,870
評価・換算差額等合計		1,870
純資産合計		4,399,405
負債純資産合計		11,888,054

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第39期中間会計期間 自　2023年１月１日 至　2023年６月30日
営業収益		
委託者報酬		12,271,082
その他営業収益		707,687
営業収益計		12,978,769
営業費用及び一般管理費	※１	11,694,325
営業利益		1,284,444
営業外収益		20,013
営業外費用	※２	22,625
経常利益		1,281,832
税引前中間純利益		1,281,832
法人税、住民税及び事業税		166,594
法人税等調整額		243,882
中間純利益		871,355

(3)中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間(自　2023年１月１日 至　2023年６月30日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	200,000	50,000	4,276,499	4,326,499	4,526,499	1,341	1,341	4,527,840
当中間期変動額								
剰余金の配当	-	-	△ 1,000,320	△ 1,000,320	△ 1,000,320	-	-	△ 1,000,320
中間純利益	-	-	871,355	871,355	871,355	-	-	871,355
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	528	528	528
当中間期変動額合計	-	-	△ 128,964	△ 128,964	△ 128,964	528	528	△ 128,435

当中間期末残高	200,000	50,000	4,147,534	4,197,534	4,397,534	1,870	1,870	4,399,405

重要な会計方針

区分	第39期中間会計期間 自　2023年１月１日 至　2023年６月30日
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (１)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の基準価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10～18年 器具備品 ３～20年 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．引当金の計上基準	(１)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (２)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬等により収益を稼得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (１)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (２)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき計算期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を一任口座によって年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、一任口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (３)実績報酬 実績報酬は、対象となる一任口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は実績報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時

価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当期の中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

区分	第39期中間会計期間末 (2023年６月30日現在)	
※１　有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備	139,614千円
	器具備品	226,313千円

(中間損益計算書関係)

区分	第39期中間会計期間 自　2023年１月１日 至　2023年６月30日	
※１　減価償却実施額	有形固定資産	66,964千円
	無形固定資産	2,592千円
※２　営業外費用のうち主要なもの	支払利息	22,625千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自　2023年１月１日 至　2023年６月30日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第39期事業年度期首 株式数 (株)	第39期中間会計期間 増加株式数 (株)	第39期中間会計期間 減少株式数 (株)	第39期中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日	普通株式	512,000	利益剰余金	640,000	2023年3月31日	2023年6月22日
	A種優先株式	488,320		640,000		

(２)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

第39期中間会計期間(自　2023年１月１日 至　2023年６月30日)

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	421,323千円
１年超	1,059,620千円
合計	1,480,943千円

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末(2023年６月30日現在)

１．金融商品の時価等に関する事項

2023年６月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	4,895	4,895	-
資産計	4,895	4,895	-
１年内返済予定の関係会社長期借入金	1,200,000	1,205,526	5,526
関係会社長期借入金	1,200,000	1,208,523	8,523
負債計	2,400,000	2,414,050	14,050

(注１)現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１)時価をもって中間貸借対照表に計上している金融商品

(千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	-	4,895	-	4,895
資産計	-	4,895	-	4,895

(２)時価をもって中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
１年内返済予定の関係会社長期借入金	-	1,205,526	-	1,205,526
関係会社長期借入金	-	1,208,523	-	1,208,523
負債計	-	2,414,050	-	2,414,050

(注１)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

１年内返済予定の関係会社長期借入金

１年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末(2023年６月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	4,800	2,100	2,700
	小計	4,800	2,100	2,700
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	95	100	△ 4
	小計	95	100	△ 4
合計		4,895	2,200	2,695

(デリバティブ取引関係)

第39期中間会計期間末(2023年６月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第39期中間会計期間末(2023年６月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	143,023千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	60千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	143,083千円

(収益認識関係)

第39期中間会計期間(自　2023年１月１日 至　2023年６月30日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	12,271,082	-	12,271,082
運用受託報酬	188,989	14,802	203,791
その他	503,895	-	503,895
合計	12,963,967	14,802	12,978,769

(セグメント情報等)

１．セグメント情報

第39期中間会計期間(自　2023年１月１日 至　2023年６月30日)

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

第39期中間会計期間(自　2023年１月１日 至　2023年６月30日)

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,271,082千円	203,791千円	503,895千円	12,978,769千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

第39期中間会計期間 自　2023年１月１日 至　2023年６月30日	
１株当たり純資産額	5,377,214円96銭
１株当たり中間純利益	557,489円21銭
中間損益計算書上の中間純利益	871,355千円
１株当たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式にかかる中間純利益	871,355千円
差額	－
期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株
Ａ種優先株式	763株
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(注１)１株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注２)Ａ種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり中間純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前１年以内において、該当する事実はありません。

(２)訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額※	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託併営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

※2023年３月末日現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額※	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託併営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

※2023年３月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
マネックス証券株式会社 株式会社ＳＢＩ証券 楽天証券株式会社 松井証券株式会社	12,200百万円 48,323百万円 19,495百万円 11,945百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※2023年３月末日現在

(３)投資顧問会社

名称	資本金の額※	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	2,100万スイスフラン (約3,402百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	4,500万英ポンド (約8,154百万円)	英国籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

※2023年７月末日現在。スイスフランおよび英ポンドの円貨換算は、2023年７月末日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(１スイスフラン＝162.00円、１英ポンド＝181.20円)によります。

2【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの財産の保管および管理を行います。

(２)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(３)投資顧問会社

委託会社より運用指図に係る権限の委託を受け、余裕資金および一部為替に関する取引以外に係る運用の指図を行います。

3【資本関係】

(１)受託会社

該当事項はありません。

(２)販売会社

該当事項はありません。

(３)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・グループのパートナーです。

第３【その他】

１　目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称することがあります。

２　金融商品取引法第15条第２項に規定する目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の表紙、表紙裏または裏表紙に以下の事項を記載することがあります。

(１)図案およびキャッチコピー(図案については交付目論見書本文に記載することもあります。)
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分のうちファンドが該当する事項ならびに商品分類および属性区分の定義が一般社団法人投資信託協会のホームページで閲覧できる旨
(４)当該交付目論見書の使用開始日
(５)ファンドに関する詳細情報の入手方法について、委託会社の電話番号および受付時間ならびにインターネット・ホームページおよび携帯サイトに関する事項
(６)金融商品取引法第15条第３項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
(７)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(８)ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
(９)ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
(10)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
(11)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す事項
(12)委託会社の名称、ロゴマーク、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、運用する投資信託財産の合計純資産総額、加入協会およびファンドの運用の指図を行う者である旨
(13)受託会社の名称またはファンドの財産の保管および管理を行う者である旨

３　本書で使用している「発行価格」ならびに「取得」、「取得申込」、「解約」、「解約請求」および「信託報酬」などを交付目論見書においてそれぞれ「購入価額」ならびに「購入」、「購入時」、「換金」、「換金申込」および「運用管理費用」などと記載することがあります。

４　請求目論見書の表紙または表紙裏に以下の事項を記載することがあります。

(１)ファンドの名称、愛称
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類のうちファンドが該当する事項
(４)当該請求目論見書の使用開始日
(５)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(６)委託会社の名称およびロゴマーク

５　請求目論見書にファンドの投資信託約款、マザーファンドの運用の基本方針を掲載することがあります。

６　目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年３月10日

ピクテ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　畑　　茂

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ・ジャパン株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年９月27日

ピクテ・ジャパン株式会社
取 締 役 会　　御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　大畑　茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ － ブラジル株の2023年１月26日から2023年７月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・インデックス・ファンド・シリーズ － ブラジル株の2023年７月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年９月11日

ピクテ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大畑　茂

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ・ジャパン株式会社の2023年１月１日から2023年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年１月１日から2023年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ・ジャパン株式会社の2023年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年１月１日から2023年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。